

社会資本総合整備計画

「茨木市における総合的な下水道整備の推進」

事後評価方法書

まちづくり交付金評価の手引きによると、「事業の成果及び実施過程の検証」及び「フォローアップ」の作業を円滑かつ確実に進められることを目的に方法書を作成し、国へ報告する必要があります。

しかし、本事業計画は、旧まちづくり交付金事業ではないため事後評価の進め方による取決めはなく、国への報告は行っておりませんが、旧まちづくり交付金の手引きの様式を参考に各評価項目について、いつ頃、どのような作業を行うことによって評価を実施するか、その方法を設定した評価の実施計画書の役割として作成しましたので資料として配布しております。

平成 27 年 6 月

大阪府茨木市

(1) 成果の評価

1) 社会資本総合整備計画に記載した数値目標の達成状況

指標 1 :	下水道処理人口普及率 従前値 (H22) : 98.8% ⇒ 目標値 (H26) : 99.5%	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方		
①従前値の基準時点	社会資本整備総合計画作成時の最新データ (平成 22 年 3 月 31 日時点)	
②実施主体	下水道課 ※機構改革前	
③計測手法	・ 下水道処理人口普及率は、総人口のうち下水道を利用できる人口の割合で算定した。 ・ 総人口は、住民基本台帳による丁町字別人口を使用した。 ・ 下水道を利用できる人口は、下水道法 9 条処理区域内の世帯数に世帯員率をかけて算出した。(世帯員率は、住民基本台帳による丁町字別人口を世帯数で除して算出。)	
④従前値	98.8% (下水道を利用できる人口 : 270,146 人 / 総人口 : 273,480 人)	
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
⑤計測時期	平成 27 年 4 月時点	
⑥実施主体	建設部下水道総務課	
⑦データの計測手法	・ 「従前値」の計測手法と同様の手法により算出する。	
⑧評価値の求め方	・ 平成 27 年 3 月 31 日時点の下水道処理人口普及率を評価値 (確定値) とする。	
⑨評価値	99.3% (下水道を利用できる人口 : 276,704 人 / 総人口 : 278,741 人)	
⑩確定/見込みの別	<input checked="" type="radio"/> 確定	
	<input type="radio"/> 見込み	
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑪フォローアップの必要性	<input checked="" type="radio"/> なし	
	<input type="radio"/> あり	
⑫計測時期	平成 27 年 4 月時点	
⑬実施主体	建設部下水道総務課	
⑭計測手法	・ 平成 27 年 3 月 31 日時点の下水道処理人口普及率を確定値とする。	

(1) 成果の評価

2) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

数値指標：			
記述理由			
A：事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の 基準時点			
②実施主体			
③計測手法			
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期			
⑤実施主体			
⑥データの 計測手法			
⑦評価値の 求め方			
⑧確定／見 込みの別		確 定	
		見込み	
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨フォローアップ の必要性		あ り	
		な し	
⑩計測時期			
⑪実施主体			
⑫計測手法			

(2) 実施過程の評価

1) モニタリングの実施状況の確認

A : 社会資本総合整備計画への記載状況及び実施状況の有無

ア 社会資本整備計画に実施することを記載した

イ 社会資本整備計画に記載しなかった

ウ 社会資本整備計画に記載はないが、実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

・毎年度末に下水道処理人口普及率を算出する。

C : 事後評価時の確認方法

①時 期

②確 認 先

③確認方法

2) 住民参加プロセスの実施状況の確認

A : 社会資本総合整備計画への記載状況及び実施状況の有無

ア 社会資本整備計画に実施することを記載した

イ 社会資本整備計画に記載しなかった

ウ 社会資本整備計画に記載はないが、実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

C : 事後評価時の確認方法

①対 象

②時 期

③確 認 先

④確認方法

3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

A : 社会資本総合整備計画への記載状況及び実施状況の有無

ア 社会資本整備計画に実施することを記載した

イ 社会資本整備計画に記載しなかった

ウ 社会資本整備計画に記載はないが、実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

C : 事後評価時の確認方法

①対 象

②時 期

③確 認 先

④確認方法

(3) 効果発現要因の整理

①時 期	平成 27 年 10 月
②実施主体	建設部下水道総務課
③検討体制	下水道総務課が主体となり、事業に係わる課（政策企画課、北部整備推進課、道路交通課、都市政策課、市街地新生課、建設管理課、公園緑地課、下水道施設課、危機管理課、商工労政課、農林課、環境政策課、福祉政策課、スポーツ推進課、社会教育振興課）による庁内検討会議を設置し、開催する。

(4) 今後のまちづくり方策の作成

①時 期	平成 27 年 10 月
②実施主体	建設部下水道総務課
③検討体制	前記の庁内検討会議により、今後の下水道整備方針について意見交換を行う。

(5) 事後評価原案等の公表

	原案の公表	評価結果(最終)の公表
①時 期	平成 27 年 11 月	平成 28 年 3 月
②実施主体	建設部下水道総務課	建設部下水道総務課
③公表方法	広報への掲載により周知し、ホームページでの掲載、建設部下水道総務課窓口、情報ルームでの閲覧により公表する予定である。公表期間は 1 ヶ月とする。	広報への掲載により周知し、ホームページでの掲載、建設部下水道総務課窓口、情報ルームでの閲覧により公表する予定である。

(6) 評価委員会の審議

①時 期	平成 28 年 1 月
②実施主体	建設部下水道総務課
③設置・運用方法	茨木市建設事業評価実施要綱の規定により、茨木市建設事業評価委員会の意見を聴く。「茨木市における総合的な下水道整備の推進」及び「茨木市における総合的な下水道整備の推進（防災・安全）」の事後評価を行う。

(7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定

①聴取方法	なし
-------	----

※ (3) ~ (6) の検討以外に市町村で任意に有識者から意見聴取を予定する場合に記入

(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況

①予算措置の状況	ア <input type="checkbox"/> 費用は発生しない イ <input checked="" type="checkbox"/> 費用は発生するが、予算措置を講じている ウ <input type="checkbox"/> 費用は発生するが、予算措置は講じていない エ <input type="checkbox"/> その他 ()
----------	---

都道府県名	大阪府
市町村名	茨木市
計画名	茨木市における総合的な下水道整備の推進
計画期間	平成 22 年度～平成 26 年度
作成者	部署 建設部下水道総務課計画係
	役職
	氏名 田中 優輝
連絡先	T E L 072-622-8121 (内線 2866)
	F A X 072-620-1735
	E-mail gesuidosoumu@city.ibaraki.lg.jp